

## 高知県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、県民等に対して地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及啓発を図り、地域における地球温暖化防止活動を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、高知県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

### (推進員の活動)

第2 推進員は、法第37条第2項の規定に基づく活動のほか、法第38条の規定に基づき設置された高知県地球温暖化防止活動推進センターの事業等に関して必要な協力を行う。

### (資格)

第3 推進員は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及、並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有し、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 高知県内に居住、在勤、在学する者で県内の地域住民等とともに自主的な活動を行うことができる者
- (2) 年齢が満20歳以上の者

### (委嘱の手続)

第4 推進員を希望する者は、別に定める高知県地球温暖化防止活動推進員募集要領に示す、「高知県地球温暖化防止活動推進員申込書」を知事に提出するものとする。

### (選考及び委嘱)

第5 知事は、第3に定める資格を有し、委嘱を希望する者の中から選考し、推進員を委嘱する。

- 2 知事は、推進員を委嘱したときは、身分証明書（別記様式第1号）を交付するものとする。
- 3 推進員は、身分証明書を紛失（破損等を含む。）したときは、別記様式第5号による高知県地球温暖化防止活動推進員身分証明書再交付申請書により、知事に申請し、身分証明書の再交付を受けなければならない。
- 4 推進員は、第2に定める活動を行うときは、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (登録名簿)

第6 知事は、推進員を委嘱したときは地球温暖化防止活動推進員登録名簿（別記様式第2号）を整備し、委嘱した推進員を登録するものとする。

### (任期)

第7 推進員の任期は3年とする。

(報告)

第8 推進員は、委嘱期間中、住所、氏名等、登録名簿の記載事項に変更が生じたときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 推進員は、第2に定める活動の実績について、別記様式第3号により高知県地球温暖化防止活動推進センターに報告するものとする。

(更新)

第9 委嘱の有効期間の更新(以下「更新」という)を受けようとする者は、有効期間満了の三月前から一月前までの間に、様式第4号による申請書により、現に有する身分証明書の写しを添えて、申請するものとする。

2 更新者の決定は、高知県及び高知県地球温暖化防止活動推進センターで組織する選考委員会が過去3年間の活動状況等を基に選考した者を知事が再委嘱する。

(推進員の活動上の義務)

第10 推進員は、推進員であることを利用して宗教、営利活動など、推進員として相応しくない行為をしてはならない。

2 推進員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。

(解嘱)

第11 知事は、推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を解くことができる。

(1) 本人から辞退の申出があったとき。

(2) 推進員としての活動が困難になったと認められるとき。

2 知事は、推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

(1) 第10に定める推進員として相応しくない行為を行ったと認められるとき。

(2) その他、推進員として相応しくない行為が認められたとき。

3 推進員は、前2項の規定によりその身分を失ったときは、直ちに身分証明書を知事に返付しなければならない。

(事務取扱)

第12 本要綱に関する事務は、高知県林業振興・環境部環境計画推進課が行う。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、推進員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

平成20年4月1日一部改正。同日から施行する。

附則

平成21年3月16日一部改正。同日から施行する。

附則

平成21年4月1日一部改正。同日から施行する。

附則

平成23年6月13日一部改正。同日から施行する。

附則

平成26年3月10日一部改正。同日から施行する。

附則

平成27年5月15日一部改正。同日から施行する。

附則

平成28年5月27日一部改正。同日から施行する。

附則

令和元年12月13日一部改正。同日から施行する。

附則

令和3年5月31日一部改正。同日から施行する。

表 面

割  
印

(写 真)	身 分 証 明 書			No. _____
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	任 期	年	月	日 から
		年	月	日 まで
	上記の者は、高知県地球温暖化防止活動推進員 であることを証明します。			
年 月 日	高知県知事	氏 名	印	

裏 面

高知県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策に関するた  
めの知識を広め、地域での地球温暖化防止活動を支援するための活動  
を行います。

〈注 意〉

- 1 この身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この身分証明書の記載事項を書き直すことはできない。
- 3 この身分証明書を紛失（破損等を含む。）したときは、身分証明書の再交付を受けなければならない。
- 4 推進員の身分を失ったときは、この身分証明書を直ちに発行者に返付しなければならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。

様式第2号 (表面)

高知県地球温暖化防止活動推進員登録名簿

項 目	内 容			
委 嘱 年 月 日	年 月 日	更新	年 月 日	
(ふりがな) 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
現 住 所	(〒 - ) 電話 _____ FAX _____ E-mail _____			
職 業				
勤 務 先 (所属・役職名)	(〒 - ) 電話 _____ FAX _____ E-mail _____			
所 属 団 体 ( 役 職 名 )				
主 な 活 動 地 域				
活 動 可 能 な 日 ・ 時 間		午前	午後	夕方～夜
	平日 (月～金)			
	土曜・日曜・祝日			
	その他 ( )			
備 考				

様式第2号（裏面）

記載事項変更等記入欄

年 月 日	変 更 事 項 等



/												
/												
/												
/												
/												
/												
合 計(※4)												

2. 活動をとおして県民から受けた相談等の内容及び回答内容・方法

月/日	相談等の内容	回答内容・対応

3. 活動をとおしての感想等

※1 普及対象者が高校生までの場合

※2 不特定多数の者が参加する中で普及啓発活動を行う場合

※3 防災訓練や体験学習等の参加者が特定される場で普及啓発活動を行った場合

※4 普及啓発対象者数の欄は合計人数を記載すること。活動手法及び情報収集等の欄は区分ごとに○をつけた数の合計を記載すること。



様式第4号(表)

高知県地球温暖化防止活動推進員更新申請書

登録番号				
(ふりがな) 氏名				
生年月日	年	月	日	
現在の任期	年	月	日	～年 月 日
現住所	(〒 - )			
	電話	FAX		
	E-mail			
勤務先 (所属・役職名)	(〒 - )			
	電話	FAX		
	E-mail			
所属団体 (役職名)				
主な活動地域				
活動可能な 日・時間		午前	午後	夕方～夜
	平日(月～金)			
	土曜・日曜・祝日			
	その他( )			
3年間の活動を通じての意見・感想				



様式第 5 号

高知県地球温暖化防止活動推進員身分証明書再交付申請書

年 月 日

高知県知事 様

(高知県地球温暖化防止活動推進員)

氏 名

住 所

登録番号	
申請の理由  (「3 紛失」以外の場合は、古い身分証を返納すること。)	1 破損    2 汚損    3 紛失 4 その他  [ ]
申請事由発生年月日	年 月 日
紛失の場合	(紛失の状況)
その他	